

■ 多摩川下流部羽田地区簡易代執行実施(平成 16 年 6 月 15,16 日)

平成 16 年 6 月 15 日京浜河川事務所は、多摩川の河口から 1.5k~2.4k 付近の左岸(東京都大田区羽田 3 丁目・6 丁目地先)に不法係留してある船舶 30 隻を撤去しました。



撤去は、主に所有者の確認できなかった船舶に前もって公示をし、期限までに撤去されなかった船舶に対して行いました。

詳細は下記の通りです。

1. 概要

今回、実施した簡易代執行は、多摩川水系多摩川左岸 1.5k~2.4k 付近(東京都大田区羽田 3 丁目、6 丁目地先)の河川区域内において、権原を有する者(以下「所有者等」という。)を確認することができなかった船舶について、河川法第 75 条第 3 項に基づく公告を行い、同公告の措置の期限までに撤去されなかった船舶 30 隻を、平成 16 年 6 月 15 日及び 16 日において、京浜河川事務所により撤去を実施しました。

なお、撤去後、河川法第 75 条第 5 項に基づき、返還のための公示を行いました。

2. 所有者等の確認について

該当船舶については、以下の理由により撤去措置を命じられるべき者が確認することができないと判断しました。

- (1) 船舶番号があるものについては、日本小型船舶検査機構に所有者等について、照会をしたが、所有者がわからなかったため。
- (2) 所有者等を示すものが無かったため。
- (3) 警告看板に対し、申し出がなかったため。
- (4) 地元関係者等に聞き込みや情報提供を行ったが、所有者等の情報が得られなかったため。

3. 今後の処理方針について

(1) 所有者等が現れた場合

撤去物件については、河川法施行令第39条の7に基づき受領書と引き替えに返還するものとするが、河川法第75条第9項に基づき、所有者には費用請求を行うこととなります。

(2) 所有者等が現れない場合

神奈川県川崎市大師河原1丁目地先において、6ヶ月間保管します。なお、6ヶ月間保管経過後は、河川法第75条第10項に基づき、撤去物件の所有権が国に帰属することから、その後河川管理者が処分を行います。